

雷岳の或本歌—皇子の殯宮—

竹本 晃

はじめに

『万葉集』における歌の内容や形式が、基本的に雜歌・相聞歌・挽歌という三大部立て構成されていることは周知のことである。ただそのなかには、歌の性格を考えると、当該部立てにふさわしくないものや、いずれとも解せるものがある。また、たとえば歌は相聞的であるが、題詞からみると雜歌的であるなど、題詞の有無によって、部立ての通り捉えてよいか判断の難しいものもある。

ここで検討したいのは、部立てされているのか否か不明な或本歌の位置づけである。或本歌だけに、いきおい同じ部立て考えられている節がある。たしかに、ほんの一部の歌句が異なるだけの場合もあり（異伝）、大半は同じ部立て判断してよいのかもしれない。しかし、別の部立てに配置される類歌があるように、必ずしも同じ部立てとして考える必要はないだろう。

このような観点から、本稿は、共同研究のテーマ「飛鳥からの発信」に基づき、飛鳥時代の代表的な歌を取り上げ、或本歌の位置づけを検討したい。ただし、導き出された結果が、すべての場合に適用できると考えているわけではなく、あくまでも本検証は、或本歌の位置づけを問い合わせ直す一つの試みとして行うものである。

1. 雷丘について基礎的検討

取り上げるのは、つぎの卷第3の冒頭歌である。

【資料1】『万葉集』卷第3の235番歌⁽¹⁾

天皇、雷の岳に出でませる時に、柿本朝臣人麻呂が作る歌一首
大君は 神にしませば 天雲の 雷の上に 廬りせるかも
(皇者 神ニ四座者 天雲之 雷之上尔 廬為流鴨)
右、或本に云はく、「忍壁皇子に獻れるなり」といふ。その歌に曰く、
「大君は 神にしませば 雲隱る 雷山に 宮敷きいます」
(王神座者 雲隱 伊加土山尔 宮敷座)

まず資料1の雷丘（引用を除いてこの表記に統一）の歌についての基本的な解釈を辿りたい。本歌は、新編日本古典文学全集本の訳を借りると、「わが大君は 神でいらっしゃるので 天雲の 雷の上に 仮宮を造っていらっしゃる」とするように、前二句に対し、後ろ三句は人では成し得ない、まさに神業的な事項を表現している。

続く左注が引用する或本には、忍壁皇子に献上した歌（「わが大君は 神であられるので 雲の上の 雷山に 仮宮を建てていらっしゃる」）が置かれている。このように、仮宮を建てる場所（空間）を除けば、両歌はほぼ同じニュアンスの歌として解釈されるのが通例である。

この両歌のうち、左注の或本については、立地に関する岸俊男氏の見解が代表的である。岸氏は、忍壁皇子に献上したという或本歌の存在をもって、忍壁皇子宮が雷丘近辺にあったと推定する。また、

これと関連して、つぎの史料も合わせて考えられることが多い。

【史料2】『日本書紀』朱鳥元年（686）7月戊申条⁽³⁾

戊申に、雷、南方に光りて、一たび大きに鳴れり。則ち民部省の蔵庸舎屋に天災けり。或いは曰はく、「忍壁皇子の宮の失火延りて、民部省を焼けり」といふ。⁽⁴⁾

忍壁皇子宮の失火が原因で、民部省（当時は民官）の建物が焼けたことから、民官の施設と忍壁皇子宮が近いのではないかと予想されていた。その後、この予想を裏づけるかのように、雷丘の近くに位置する石神遺跡の7世紀後半の遺構から、民官管轄の仕丁に関する木簡がまとめて出土した（第15・16次調査、2002～2004年）。このことにより、雷丘と忍壁皇子宮と民官の施設が、地理的にも近接していることを示唆する見解が出された。⁽⁵⁾一方で、石神遺跡は民官の本体ではないとの慎重な意見もある。⁽⁶⁾

さらに、そのすぐ後の2005年度に、雷丘の上の発掘調査も行われた。しかし、中世に城郭をつくった時に、古代の遺構がかなり削平されていたらしく、丘上の西端で7世紀代の可能性が高い小型の横穴式石室を数基確認できただけで、飛鳥時代の遺物も石室周辺に偏っているという。⁽⁷⁾

この調査所見からまず言えることは、丘の一部が7世紀代に墓域として利用されていたわけであるから、少なくとも忍壁皇子宮が雷丘の上にはなかったことを示す可能性が高いということである。⁽⁸⁾墓域であったところに、わざわざ皇子宮の本体を築くとは考えられず、そもそも皇子宮をそのような狭小なところに無理に築こうとは思わないだろう。忍壁皇子宮と民官の位置関係は、なお今後の課題であるが、或本歌が示唆する宮が忍壁皇子宮ではないことをここで留意しておきたい。

以上のことからすれば、或本歌に「雷山に宮敷きいます」と歌われていることが、現実に雷丘に本格的な宮殿を造営したという意ではなく、万葉学者が説くように、本歌からうかがえるような讃歌にみる表現のこととして捉えるべきかもしれない。つまり、天皇（持統が通説）が雷丘付近に行幸した時に、柿本人麻呂が雷丘を雷に見立てて、神にしかできない偉業として、宮殿讃歌を天皇に向けて詠んだという文学的解釈に落ち着く。

しかし、そう容易に片づけられないのが、或本歌の「雷山に」という表現である。左注者が、題詞の「雷岳」を受けて、或本から「雷山」の歌を引用したことは疑いない。したがって、「雷山」を如何に捉えるかで、或本歌の解釈は大きく異なってくる。観念上のものと捉えれば上の解釈の範囲内におさまるが、現実の山を指す可能性も十分あり得るだろう。

というのも、「雷山」の上有るものと小規模な仮宮と想定すれば、現実に成り立つ余地が生じるからである。小規模な仮宮ならば、丘上の面積に左右されることはない。遺構についても、本格的な宮殿に比べれば、残る確率も相対的に低いだろう。このようにみると、あらためて雷丘の上に存在したものと検討する必要がある。

ところで、本歌は卷第3の冒頭歌にあたる。部立は雑歌である。よって、235番歌の本歌は、紛れもなく雑歌であろう。しかし、「はじめに」でも述べたように、無批判に或本歌まで雑歌に含めてよいかは疑問がもたれる。235番歌の或本歌は、あくまでも左注者の判断で引用されたに過ぎない。次章で雷丘の上有るものと検討し、そのうえでこの或本歌が雑歌（本歌の異伝）でよいか否かを考えてみたい。

2. 雷丘東方遺跡の墨書土器

雷丘のみならず、雷丘周辺では東南部を中心に発掘調査が進んでいる。そのうち雷丘東方遺跡において、「小治田宮」と書かれた墨書土器がまとまって出土したことはよく知られている。それにより、雷丘東方遺跡付近が奈良時代の小墾田宮の推定地として認識されることとなった。しかしながら、雷丘東方遺跡から出土した墨書土器は、「小治田宮」だけではない。本章では、そのほかの墨書土器に注目し、雷丘との関係を導きたい。

一連の墨書土器は、雷丘東方遺跡の第3次調査（図1）の北区の井戸SE01から出土した。⁽⁸⁾ 井戸SE01は、残存8段からなり、一辺の内法が1.68m、深さ約2.4mの方形をなす。井戸内の堆積土は、最上層・上層・中層・下層の四層に大きく分けられる。出土した墨書土器は23点（すべて底部外面に墨書）で、そのうち小治田宮を示す墨書土器は、下層にあたる井戸底部に敷かれた石敷直上から出土している。井戸が掘削されたのは、8世紀末～9世紀初頭に近い時期で、このうち石敷直上については、井戸掘削からそれほど遠くない時期と推定されている。

井戸SE01は、その後、9世紀前半にわたって使用され、9世紀後半には完全に埋められるという。ここで取り上げたいのは、「小治田宮」の墨書土器よりも後の時代にあたる、上層の堆積土から出土した、「□城下」（土師器の皿）と記されたものである（図2・図3）。

1文字目は、土器の表面の摩滅や、墨が薄れている部分もあって、正確には判読できない。ちょうど文字の下半分がやや摩滅している。その摩滅部の右下の黒色は、内部の黒色が見えている可能性を想定していたが、実見すると、黒色部を含むくぼみは、土器の割れ目あたりまで及ぶので、墨と考えてよい。⁽¹⁰⁾ それらを考慮すると「戊」に近い字となるが、「戊」ではなく、何かを書こうとした途中のように見える。相原嘉之氏が「城」の習書とみたのは当を得ているのかもしれないが、2文字

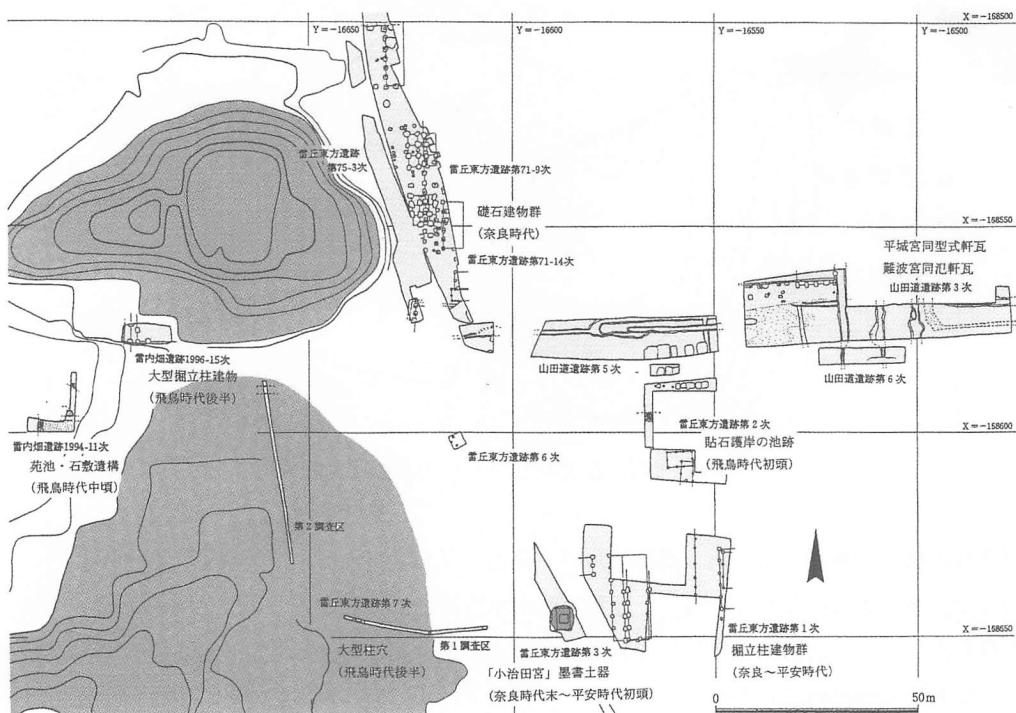


図1 雷丘周辺発掘調査区
(『明日香村埋蔵文化財展示室資料解説No.6 小治田宮の土器』より転載)

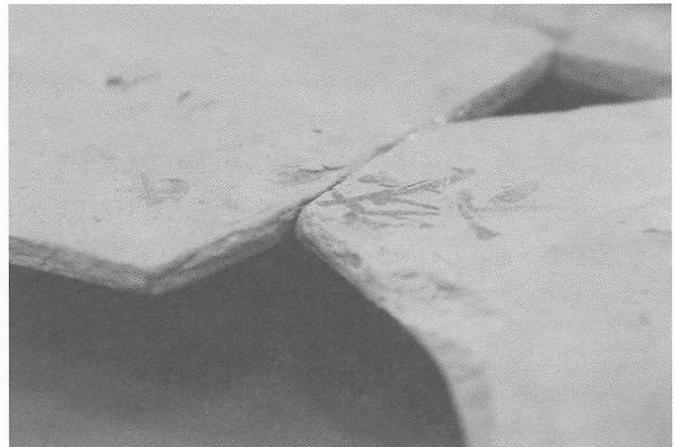
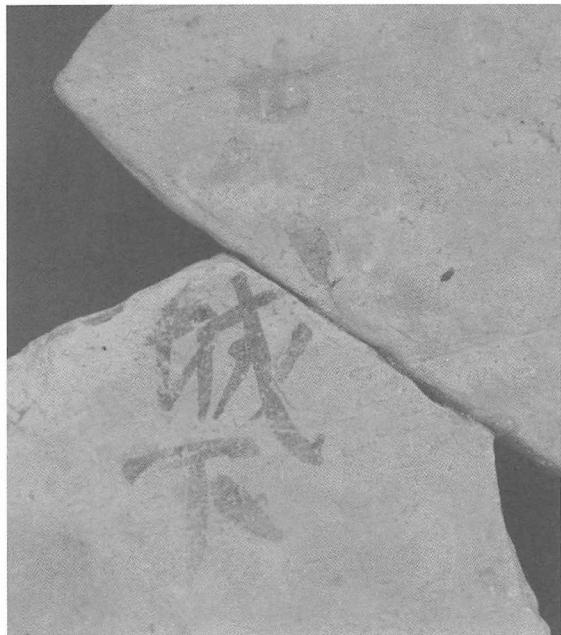


図2 雷丘東方遺跡出土の墨書土器
(筆者撮影、明日香村教育委員会、掲載許可済み)

目以下がきっちりと書いているのに対し、冒頭でしかも旁から習書していることには違和感をおぼえる。しかし、かりに1文字目が読めないにしても、ここで重要なのは、2文字目の「城」の部分である。古代の「城」は、山城・柵などの大小を含めた防御施設や、墓を示す「奥城」^{おくつき}のほか、殯宮を示す「大荒城」^{おほあらき⁽¹²⁾}（『万葉集』卷第3の441番歌など）として用いられる場合がある。

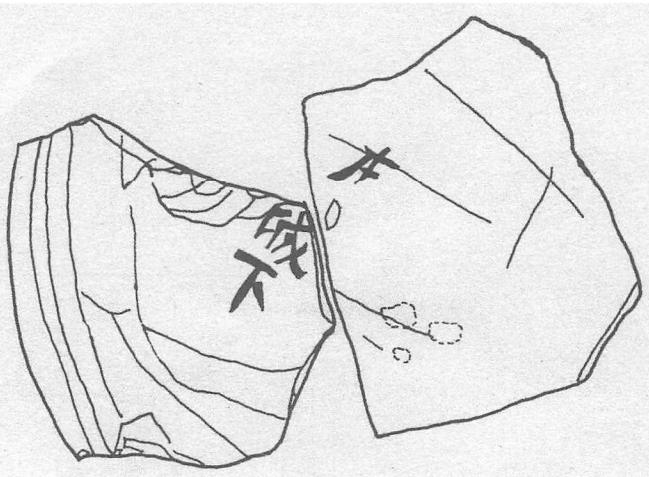


図3 墨書土器実測図【注8(A)文献より転載】

いずれの場合であれ、雷丘東方遺跡において使用された墨書土器に「□城下」と書かれていたということは、雷丘東方遺跡が「□城」と呼称される場所の下に位置するということを示す（「城」のみでも構わない）。周辺の位置関係を考えるさいに、墨書土器の出土した雷丘東方遺跡の広がりからみて、上にあたるのは雷丘しかない。つまり、雷丘の上に「□城」があったということになる。

つぎに、「□城」とは何かが問題となる。先にあげた防御施設、奥城、殯宮のいずれかと考えるのが穩当であるが、防御施設とするには、古代のほかの類例から考えて、いささか規模が小さいと言わざるを得ない。ただ物部守屋の稻城や、蘇我の甘檣丘や畠傍山の家のような、急造された一氏族の

「城」もあるので、規模の大小は無関係だとしても、雷丘の上に軍隊が駐屯できるような面積はなく、防護施設とは考えにくい。

墓地を指す「奥城」については、可能性がないことはない。なぜなら、雷丘において古墳が検出されたからである。しかし、墓地を指す「城」は、「奥城」「奥津城」以外に表記がなく、また「□城下」の「□」は、確実に「奥」ではなく、また、「城」だけで奥津城を表現した例もないので、本例については「奥城」を除外できる。

残るは、殯宮を指す「荒城」である。1文字目の摩滅部が不明のため、「荒」と読める可能性がまったくなくなるわけではないが、あえてここで強く主張するつもりはない。ただ、殯宮の場合、たとえ1文字目が「荒」でなくとも「城」自身が宮殿を指すことも考えられるので、可能性は残されている。⁽¹⁴⁾たとえば、天武5年(676)につくろうとした「新城」⁽¹⁵⁾が著名であろう。あるいは「大宮」にかかる「百磯城之（ももしの）」⁽¹⁶⁾の「城」も、同様なのかもしれない。

周知のごとく、殯宮は仮宮である。それが常駐の宮殿であるなら難しくとも、用途が限定的である殯宮のように、一時的な仮宮であれば差し支えないだろう。「□城下」の指す「城」とは、やはり殯宮とするのが穩当である。

ただし、繰り返すようであるが、殯宮は一時的な仮宮であり、すぐに解体される。この墨書土器が井戸に入れられたのは、9世紀後半頃と考えられ、235番歌が持統期の歌であるとする通説に従えば、或本歌もそれに近いと考えて、約200年ほど開きがある。⁽¹⁷⁾

この問題について、私は「□城下」の「□城」を新しい地名とみている。つまり、元来はなかった地名で、殯宮が築かれたことを契機として、後世に地名化したのではないかという考え方である。殯宮が営まれた瞬間に、その下が「□城下」と呼ばれる事はないだろう。歴史的事実がある程度風化して、はじめて地名のような形になるものと推測される。実体は何かわからないけれども、雷丘を別名で「□城」と呼ぶようになり、200年近く経つまでの間に、しだいに地名化したのであろう。

また、殯宮であれば、遺物がほとんど見つかなかったという調査所見にも合点がいく。葬地ならともかく、殯宮でモノが遺るような要因などあるのだろうか。かなり古い時期の殯宮での儀礼ならば、遊部による供奉をまず想起するけれども、8世紀にもなると、その活動もかなり不分明であつたらしい。⁽¹⁸⁾そもそも殯宮自身が撤去されることを前提としているから、残るのは柱穴の遺構や整地の盛土くらいで、それが削平されてしまえば、何も残らないのではないだろうか。

このように、7世紀末～8世紀初頭頃に、雷丘の上で殯宮が営まれ、撤去した後、宮が営まれたという伝承のみが残り、9世紀後半段階には地名化したという流れを導くことができる。となれば、もちろん殯宮の主は忍壁皇子（親王とすべきだが、皇子に統一する）⁽¹⁹⁾しか考えられない。

皇子・皇女の殯宮については、葬送儀礼全般の変容のなかで殯宮設営方式が変化し（明日香・高市・日並の殯宮造営期を過渡期とする）、生前居所とは別の墳墓建設予定地に設置されたと考える身崎壽氏の説が有力である。⁽²⁰⁾しかし、この見解に従えば、雷丘の上を忍壁皇子の墓所ともみなければならず、現状からそこは皇子の墓所であるとは考えられないため、拙論にとっては都合が悪い。

また、殯宮設営地について身崎説をほぼ踏襲してはいるが、過渡期というより天皇と皇子・皇女の差を強く意識すべきと主張する上野誠氏の説もある。上野氏は、和田萃氏が大宝喪葬令皇都条を「凡皇都及大路近辺並不レ得_レ葬埋_レ」と復元し、「天皇の居住する宮都内とその近辺、および外国使節の往還する山陽道の近辺に埋葬することを禁じ、凶穢を避け、天皇と国家の尊嚴や威信を維持せんとするところに」狙いがあるとしたことを受けて、本条文は皇都内に死穢を避ける意図があると解釈を進め、天皇以外は京内に殯宮を営むことは禁じられたと述べている。⁽²¹⁾さらにそれを受けた渡瀬昌忠氏は、

殯宮地が生前居所とは離れたところに営まれることについて、死穢を断つための境界を越える必要が
あったとつけ加える。⁽²³⁾

しかしながら、当該期が身崎氏の言う葬送儀礼全般における変容の過渡期であるとするなら、裏を返せば、墓所となるべき地に殯宮を設営することは一過性のこととも言うことができる。そもそも根拠となるのは三例の事例のみで、かつ『万葉集』に掲載された人麻呂挽歌という限定条件から導き出された結論でしかない。そのように考えれば、忍壁皇子の本例についても、必ずしも殯宮と墓所とが同所であったと普遍化させる必要はないだろう。むしろ、過渡期だからこそ、さまざまな形態を想定すべきである。

また、喪葬令の解釈にしても、本条文は埋葬の禁止を言うのみで、殯宮には一切ふれていない。「殯」の儀礼は、「葬」へつながる通過点とする上野氏の捉え方は肯けるが、本条文は、あくまでも埋葬地を皇都外にせよとの内容で、撤去されることが前提の殯宮についてはやはり無関係とみなければならない。

集解の諸説も含めて、この条文から穢れの観念がうかがえないことは、喪葬令1先皇陵条「凡先皇陵。置_レ陵戸_レ令_レ守。非_レ陵戸_レ令_レ守者。十年一替。兆域内。不_レ得_レ葬埋及耕牧樵採⁽²⁴⁾」と比較しても明らかであろう。死穢は、殯宮を築いた時点ではなく、死した瞬間から発生するものであるから、そもそも死穢を避けることは不可能なのである。概して穢れは、避けるのではなく、いかにその場で解除するかにかかっている。⁽²⁵⁾したがって、喪葬令皇都条に死穢は無関係であり、忍壁皇子の殯宮が飛鳥淨御原宮や藤原京に近い雷丘の上にあっても何ら問題にはならない。

3. 皇子たちの殯宮

①雲隠

前章で、雷丘の上で忍壁皇子の殯宮が営まれたと推測したが、歌からはどのように考えられるであろうか。それは、235番歌の或本歌「大君は 神にしませば 雲隠る 雷山に 宮敷きいます」のうち、「雲隠」以下の後半部の解釈に尽きる。

「雲隠」について、ほとんどの注釈書は、「雷(山)」にかかる枕詞とみる。壮大に擬せられた「雷山」が、雲に隠れている状況を想定しての見解と思われる。一見何ら問題はないようであるが、疑問もなくはない。それは、じっさいには小さな「雷山」が雲に隠れるような現実はないと認めながら、歌の表現のことだからあり得ることとして処理されている点である。

讃歌であれ何であれ、そのような解釈をもってしても、雷丘を目前にして詠むには、いささか無理がありすぎるのではないか。それが机上での推敲であるとすれば問題は生じないかもしれないが、「雷の上に」ならわかるが、わざわざ現物のある「雷山に」としていることに、空想では片づけがない具体性がうかがえる。

235番歌における通説のように、雷丘から雷を連想させるという解釈を代用するにしても、何も「山」の語を入れる必要はないはずである。あえて「雷山に」と歌われていることに、現実の視界による影響を感じざるを得ない。たとえ讃歌であっても、當時誰もが知っている雷丘という現物を目前にすれば、なおさら飛躍的な想像は難しいだろう。

いずれにせよ、或本歌の解釈のさいに、必ず本歌（235番歌「大君は 神にしませば 天雲の 雷の上に 墬りせるかも」）に拠り所を求めている点は解せない。諸説は、いずれも「天雲の雷の上に」が前提にあり、そのイメージをもって「雲隠る雷山に」を解釈しようとしている。その結果、忍

壁皇子に献った「大君は神にしませば」から始まる或本歌が、後に推敲を経て、天皇讃歌として持続に献上されたという苦しい解釈を導くことになるのである。この見解の大きな弱点は、持続天皇に献上した歌と同じニュアンスの歌を、なぜ忍壁皇子に献ったかをまったく説明できていないところにある。

やはり235番歌と或本歌は、手順としてまずは別々に考えるべきである。そのさい両歌の大きな違いとして注目したいのは、或本歌の「雲隠る」という表現である。「雲隠る」は、じっさいの雲に隠れるという意味以外に、死の敬避表現としても用いられる。資料3・4の挽歌が著名な例である。

【資料3】『万葉集』卷第3の416番歌

大津皇子、死を被りし時に、磐余の池の堤にして涙を流して作らす歌一首
百伝ふ 磐余の池に 鳴く鴨を 今日のみ見てや 雲隠りなむ
右、藤原宮の朱鳥元年の冬十月

【資料4】『万葉集』卷第3の441番歌

神亀六年己巳、左大臣長屋王、死を賜りし後に、倉橋部女王の作る歌一首
大君の 命畏み 太殯の 時にはあらねど 雲隠ります
(大皇之 命恐 大荒城乃 時尔波不有跡 雲隠座)

資料3は、仮託か否かという問題は別にして、大津皇子が亡くなったことを示す意と考えて異論はないだろう。死の敬避表現としての「雲隠る」について、天上へ昇るという考えがある。このことは、日並皇子尊の殯宮の時の長歌に、父天武が「かむあが 神上り 上りいましぬ 一は云ふ、「あが 神登り いましにしかば」」とあるのがよく表しているが、その続きに「真弓の岡に 宮柱 太敷きいまし みあらかを 高知りまして」とあり、日並皇子尊の殯宮を形容している部分がある。日並皇子尊も、天武のように天上へあがることになるが、その前に高々と立派な宮柱を敷いた殯宮を築くことを前提としている。

さらに、「雲隠り」のために殯宮を築くべきことは、資料4からも明白である。長屋王が自害して亡くなったことについて、「雲隠ります」という表現を用いつつ、それは「おほあらき 太殯の時にはあらねど」と嘆いている。つまり、「殯」→「雲隠」という流れが導き出せるのである。

同じ表現としてつぎの資料もあげられる。

【資料5】『万葉集』卷第3の204・205番歌

弓削皇子の薨ぜし時に、置始東人が作る歌一首 幷せて短歌
やすみしし 我が大君 高光る 日の皇子 ひさかたの 天つ宮に 神ながら 神といませば そ
こをしも あやに恐み 昼はも 日のことごと 夜はも 夜のことごと 臥し居嘆けど 飽き足ら
ぬかも

反歌一首

大君は 神にしませば 天雲の 五百重の下に 隠りたまひぬ

資料5は、弓削皇子が薨じた時に作られた歌であることが題詞に明記され、その弓削皇子が「ひさ

かたの 天つ宮に 神ながら 神といませば」とあるように、「天つ宮」、つまり殯宮に入っているらしいことで、残された者たちが嘆いているという歌である。そして、その反歌に「天雲の五百重」(29)の下に「隠りたまひぬ」とあり、重なり合った天雲の中にお隠れなさったという。この「隠りたまひぬ」も死の敬避表現と捉えられるので、「天雲の五百重」の中にあるらしい「天つ宮」(殯宮)に入って、お「隠」れなさったと読み取れる。

したがって、皇子たちは、いずれかの場所に立派な宮殿を建てて殯宮とし、その後、天上へ昇って雲にお隠れになるのである。

②或本歌挽歌説

①と同じく雷丘に殯宮が築かれたことを指摘した前章の結論を合わせると、235番歌の或本歌「大君は 神にしませば 雲隠る 雷山に 宮敷きいます」は、本来は挽歌として詠まれた可能性が考えられる。

文法的に考えれば、「雲隠る」は通説のように「雷(山)」にかかる枕詞と捉えるのがふつうである。しかし、①で述べてきたように、「雲隠る」には死の敬避表現の意もあり、かつ殯宮との関係も深かった。したがって、或本歌の「宮を敷きいます」も、単なる仮宮というより、殯宮を建てる事を示していると考えてよいのではないか。それはじっさいに雷丘に殯宮が建てられたとする推測とも符合している。

挽歌である資料5の「天つ宮に 神ながら 神といませば」を受けた「大君は 神にしませば 天雲の 五百重の下に 隠りたまひぬ」と、235番歌の或本歌の「大君は 神にしませば 雲隠る 雷山に 宮敷きいます」を比較してみても、それほど表現の違いがあるとは思えない。問題があるとすれば、或本歌の「雲隠る」の句の位置であろう。しかしそれも、「昇天するための場となる雷山に殯宮が築かれた」と考えれば問題ないのではないか。

あるいは死を意味する「雲隠る」の句自体が、歌全体に影響を及ぼす働きをしていることも十分考えられる。235番歌と比較して、阿蘇瑞枝氏が「〔雲隠る〕が浮き上がって、言葉の上だけの誇張ないしは遊びといった感がある」と述べるのも、句の特殊な働きがそうした評価につながっているのかかもしれない。

また、「雲隠」の古訓が改訓されていることも気にかかる。西本願寺本・神宮文庫本などの仙覚本系統の古写本や紀州本などの古写本では「クモカクレ」とし、あるいは『類聚古集』や『古葉略類聚鈔』(30)でも「くもかくれ・クモカクレ」とする。それが、『楓の落葉』(31)などによって「クモカクル」と改められたのが、戦後の注釈書に反映されている。かりに「雲隠れ」であれば、必ずしも「雷」にかかると考える必要もなくなり、順接で捉えて、「お亡くなりなって、雷山に立派な殯宮をお造りになさった」とする解釈も、時間関係は紛らわしいが不可能ではない。

ところで、235番歌の或本歌が元来挽歌である可能性を高めるものとして、殯宮を築く位置が重要なってくる。殯宮が雷丘のように、丘上に築かれたものとしてつぎのような例がある。

【資料6】『日本書紀』齊明4年(659)5月条

五月に、皇孫建王、年八歳にして薨せましぬ。今城谷の上に、殯を起てて取む。天皇、本より皇孫の有順なるを以て、器重めたまふ。故、不忍哀したまひ、傷み慟ひたまふこと極めて甚なり。群臣に詔して曰はく、「萬歳千秋の後に、要ず朕が陵に合せ葬れ」とのたまふ。廻ち作歌して曰はく、

いまき 今城なる 小丘が上に うへ 雲だにも くも しる 著くし立たば 何か歎かむ なげ 其一。
(今木の小丘の上にせめて雲だけでも、はつきり立つなら何の嘆くことがあろう。)
(後略)

資料6は、中大兄皇子の子で、齊明天皇の孫にあたる建王がわずか8歳で亡くなり、天皇が嘆き悲しんで、自分が亡くなった時には、必ず合葬するようにと群臣に伝え、歌を三首詠んだものである。建王の殯宮は、今城谷の上に築かれた。具体的な形態は、一つ目の歌に「今城なる 小丘が上に」とあり、規模は何にせよ、殯宮は丘の上にあるらしいことがわかる。

ただ、ここでの「雲」の扱いは難しいが、宮柱や昇天とまでは考えずに、「隠口の 泊瀬の山の 山の際に いさよふ雲は 妹にかもあらむ」（卷第3の428番歌）や、「隠口の 泊瀬の山に 霞立ち 棚引く雲は 妹にかもあらむ」（卷第7の1407番歌）などのように、亡くなった人を偲んで雲に見立てた比喩表現として捉えておく。「著くし立たば」がそのことをよく表している。

そのほか丘上での殯という点では、日並皇子尊の挽歌（卷第2の167番歌）もあてはまる。上述したように、「真弓の岡に 宮柱 太敷きいまし みあらかを 高知りまして」とあり、日並皇子尊の殯宮は、真弓の岡なるところに築かれた。その殯宮の形容も、宮柱を立派に建て、宮殿を高々とおおさめになるという、宮殿讃歌によく用いられる表現である。⁽³⁸⁾天皇が常居する宮殿のそばに殯宮を造営するのに対し、皇子たちが亡くなった時には、立派な殯宮をいすれかの丘上に建てて、殯の儀礼を行い、⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾雲にお隠れになって、昇天するのである。

これまでには、雑歌である235番歌に影響を受けて、或本歌も同じような意味で捉えられてきた節があった。しかし、235番歌からいったん切り離し、歌句そのものから考えると、或本歌は挽歌と考えても何ら差し支えないと結論づけられた。或本歌が、たとえ人麻呂歌集から採られたものとしても、左注者が人麻呂歌集の配列をどこまで意識して採用したかはわからず、或本歌が元来挽歌ではないと積極的に証明するものはないのである。少なくとも判明しているのは、この或本歌が当初から採用された歌ではなかったことである。ある段階で、左注者が235番歌と似ていることに気づき、挿入したのである。そう考えると、左注者は、おそらく挽歌であるという内容如何ではなく、雷丘に関連することを第一義として、235番歌に或本歌として注記を施したのではないだろうか。

おわりに

『万葉集』卷第3の冒頭にあたる235番歌の或本歌の位置づけをめぐって、発掘調査の成果や、万葉挽歌論にもふれながら論じてきた。さいごに要点をまとめなおしながら、見通しを述べたい。

雷丘周辺が小墾田宮関係の遺構であると指摘されてきたなかで、雷丘の上については、これまでほとんどの注意が払われてこなかった。本稿では、あまり目立たなかった雷丘東方遺跡出土の墨書土器に注目し、地名伝承の可能性を手がかりに、雷丘の上にあるものを殯宮と推定した。⁽⁴¹⁾

一方で、235番歌の或本には、忍壁皇子に献上したという雷丘の宮を詠んだ歌が左注者により引用されており、またその歌には敬避表現として用いられる「雲隠」が使われていた。これらのことを考え合わせ、雷丘の上には、現実に忍壁皇子の殯宮が築かれ、それを讃美した歌こそが或本歌であるとの推定を導いた。

忍壁皇子が亡くなり（雲隠）、雷丘の上に殯宮が造られたと解せる或本歌の形式は、挽歌である弓削皇子が薨じた時の長短歌（資料5の204・205番歌）とひじょうによく似ていることが大きな根拠で

もあった。このようなことから、235番歌の或本歌は、元来挽歌として詠まれた可能性が高いと考えられる。「大君は神にしませば」という定型句についても、弓削皇子挽歌と比較すると、それに続く神業的な内容とは、宮殿を築いたことに加え、殯宮から昇天すること自体を指しているものとみられる。

この或本歌の引用元が人麻呂歌集である何であれ、弓削皇子挽歌がある以上、或本歌自身が挽歌であるとすれば、皇子だから「大君は神にしませば」という表現が適切ではないため本歌として掲載されなかつたとする説も成り立たなくなる。⁽¹²⁾この通説のように、天皇ではないから掲載が憚られて或本歌という位置づけになったとするよりも、左注がつけられる前まで編者の目にとまらなかつたと考えた方が自然である。そうすると、人麻呂歌集からの引用ではない可能性も生じてくるだろう。

ともあれ、235番歌の或本歌は、『万葉集』の部立とは異なるニュアンスで詠まれていたと判明したこと、ほかに或本として引用されている歌も、少なからず検討の余地が出てきたと言える。編纂論にまで立ち入る余裕はないが、異伝も類歌も含めて、今後は先入観を除いて再確認していくことが肝要なのではないだろうか。

注

- (1)『万葉集』の原文・訓読文・訳は、とくに断りのない限り、小島憲之ほか校注・訳『万葉集①～④<全四冊>』新編日本古典文学全集6～9（小学館、1994～1996年）を参照。
- (2)岸俊男「皇子たちの宮」『古代宮都の探求』（塙書房、1984年、初出は1981年）。
- (3)坂本太郎ほか校注『日本書紀 下』日本古典文学大系68（岩波書店、1965年）。以下、『日本書紀』の引用は、すべてこれによる。
- (4)森公章「民官と部民制—石神遺跡出土の木簡に接して—」『弘前大学国史研究』第118号、2005年。
- (5)内田和伸ほか「石神遺跡（第16次）の調査—第129次」『奈良文化財研究所紀要2004』2004年、市大樹「石神遺跡出土の仕丁木簡」（納屋守幸氏追悼論文集刊行会編『納屋守幸氏追悼論文集 飛鳥文化財論叢』2005年）、後に両者とも、市大樹『飛鳥藤原木簡の研究』（塙書房、2010年）第2章第3節にまとめられる。
- (6)神野恵ほか「雷丘の調査—第139次」『奈良文化財研究所紀要2006』2006年。
- (7)このことは、以前拙稿「万葉歌木簡一考—あさなぎ木簡—」（『万葉古代学研究所年報』第7号、2009年）で指摘した。
- (8)以下、雷丘東方遺跡の調査所見は、とくに断りのない限り、(A)明日香村教育委員会編『雷丘東方遺跡第3次発掘調査概報—村道耳成線道路改良事業に伴う調査—』（1987年）、および(B)相原嘉之・光谷拓実「小治田宮の井戸—井戸枠の年輪年代と出土土器—」（『明日香村文化財調査研究紀要』第2号、明日香村教育委員会文化財課、2002年）による。
- (9)相原嘉之「小治田宮の土器—雷丘東方遺跡出土土器の再検討—」（『瓦衣千年 森郁夫先生還暦記念論文集』）は、土器の形式からみて、下層堆積層からの混入の可能性が高いとする。
- (10)『明日香村埋蔵文化財展示室展示資料解説No.6 小治田宮の土器』には、この部分が新たに実測図に起こされている。
- (11)前掲注(9)相原論文。
- (12)「アラキ」の語源の諸説については、上野誠「殯宮という儀礼の空間」（『古代日本の文芸空間—万葉挽歌と葬送儀礼—』雄山閣出版、1997年、初出は1993年）、同『万葉挽歌のこころ—夢と死の古代学—』（角川学芸出版、2002年）が簡潔にまとめている。

- (13)前掲注(9)相原論文によると、井戸掘削段階の土器の投棄・埋設状況や、生産地の異なる土器に「小治田宮」と書かれていることを考慮して、雷丘東方遺跡から他の地域へ流出するものとは考えがたいという。そうであれば、「宮」の墨書き土器を含む上層堆積層から出土した「□城下」の墨書き土器も、同じように、遺跡の範囲内で使用されて投棄されたと考えてよいのではないか。なお、墨書き土器の機能については、松村恵司「墨書き土器」（『古代史研究最前線』別冊歴史読本61、第23巻第19号、新人物往来社、1998年）が詳しい。
- (14)前掲注(9)相原論文は、宮殿・都城を想定している。
- (15)『日本書紀』天武5年是年条、同11年(682)3月甲午朔条。
- (16)『万葉集』卷第1の29番歌など。
- (17)推敲説の立場ならば、或本歌は持統期以前になるが、再三述べているように、本稿では推敲とは考えていない。
- (18)和田萃「殯の基礎的考察」『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上（塙書房、1995年、初出は1969年）。
- (19)忍壁親王は、慶雲2年(705)5月に薨す（『続日本紀』同年同月丙戌条）。
- (20)身崎壽『宮廷挽歌の世界—古代王権と万葉和歌—』（塙書房、1994年）。
- (21)和田萃「東アジアの古代都城と葬地—喪葬令皇都条に関連して—」『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』上（塙書房、1995年、初出は1976年）。なお、本条に該当する唐令は「諸去京城七里内、不得葬埋」と復元されている（天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣藏明鈔本天聖令校証 附 唐令復原研究』中華書局、2006年）。条文の排列については、稻田奈津子「北宋天聖令による唐喪葬令復原研究の再検討」（『東京大学史料編纂所研究紀要』第18号、2008年）がある。
- (22)上野誠「殯宮という儀礼の空間」（前掲注12）。
- (23)渡瀬昌忠「天皇・皇子の葬送の道—天智・高市の殯宮挽歌を中心に—」（高岡市万葉歴史館編『道の万葉集』笠間書院、2006年）、同「[書評]人麻呂の殯宮挽歌をめぐって一身崎壽氏著『宮廷挽歌の世界』を読む—」『万葉』第154号、1995年。
- (24)井上光貞ほか校注『律令』日本思想大系3（岩波書店、1976年）。
- (25)奈良時代の穢れについては、「写經所からみたケガレ観」として、正倉院文書研究会で報告したことがある。
- (26)西宮一民『萬葉集全注』巻第三（有斐閣、1984年）。
- (27)森本健吉「萬葉集挽歌に於ける敬避性」『國語と國文学』第17巻第10号、1940年。
- (28)東アジアの昇天神話については、犬飼公之「明日香の古代一万葉歌にみる持統朝以前—」（本誌掲載）を参照されたい。
- (29)「五百重の下に」の「下」は、見えないところを示す「中」と考える（佐竹昭広ほか校注『萬葉集一』新日本古典文学大系1、岩波書店、1999年、稻岡耕二『萬葉集全注』巻第二、有斐閣、1985年）。
- (30)中西進氏のご教示による。
- (31)阿蘇瑞枝『萬葉集全歌講義（巻第三・巻第四）』第二巻（笠間書院、2006年）。
- (32)主婦の友社編（林勉監修）『西本願寺本萬葉集（普及版）巻第三』（主婦の友社、1993年）。
- (33)林勉解説『神宮文庫本萬葉集一（巻第一－巻第五）』（勉誠社、1977年）。
- (34)『紀州本萬葉集』（財團法人後藤安報恩會、1941年）。

- (35)龍谷大学佛教文化研究所編『類聚古集 影印・翻刻篇 上』（思文閣出版、2000年）卷11、人倫、2252。
- (36)佐々木信綱編『古葉略類聚鈔』五（巻名不詳）、帝王（1923年）。
- (37)荒木田久老『萬葉考楓乃落葉〔三之卷解〕上』臨川書店、1972年（萬葉集叢書第四輯、古今書院、1924年の復刻版）。
- (38)犬飼公之「殯宮歌考」（『宮城学院女子大学研究論文集』59号、1983年）は、挽歌のなかで、題詞にみえる殯宮歌と殯の歌とを区別し、殯宮歌は、皇子皇女の仮宮の造営（宮移り）を讃美する歌とみる。
- (39)渡瀬昌忠「万葉殯宮考—城上の宮・序説一」（犬養孝博士古稀記念論集刊行委員会編『万葉・その後』塙書房、1980年）。
- (40)高市皇子と明日香皇女の城上殯宮については、比定地が定まっていなかったため評価したい。ただしさか短絡的かもしれないが、地名だけでみると小高いところを連想させる。なお、付言しておくと、高市皇子の香具山宮については、藤原京跡左京六条三坊の地を考える向きもあるようだが、平城遷都後に極端に希薄になる遺構の変遷をみる限り、高市皇子の家政機關を継承した施設（長屋王家木簡）との関連を考えるのが難しく、その想定は一考を要する。正報告書の刊行を待ちたい。
- (41)阿蘇瑞枝「巻々の編纂と人麻呂歌の資料」（『柿本人麻呂論考』桜楓社、1972年、初出は1969年）、同『萬葉集全歌講義（巻第三・巻第四）』第二巻（笠間書院、2006年）。
- (42)伊藤博「第一人者の宿命」（『万葉集の歌人と作品 下』塙書房、1980年、初出は1970年）。

[付記]墨書き土器の実見にあたっては、明日香村教育委員会の長谷川透氏にご配慮いただいた。記して感謝を申し上げる。